

○八雲町子ども・子育て会議条例

平成25年6月17日
条例第21号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、八雲町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定するほか、必要と認める事項について審議し、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援事業に関する事業に従事する者
- (5) 学識経験者
- (6) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第6条 子ども・子育て会議が開く会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、町長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、住民生活課において処理する。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

2 八雲町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年八雲町条例第28号）の一部を次のように改正する。

次のよう（略）

附 則（令和5年3月9日条例第7号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。